【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月24日
【会社名】	イーピーエス株式会社
【英訳名】	ＥＰＳ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　　巌　浩
【本店の所在の場所】	東京都新宿区津久戸町１番８号 （注）平成26年１月１日より本店の所在の場所を東京都文京区後楽二丁目３番19号から上記へ移転しております。
【電話番号】	03-5684-7797（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理センター副センター長　折橋　秀三
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区津久戸町１番８号 （注）平成26年１月１日より最寄りの連絡場所を東京都文京区後楽二丁目３番19号から上記へ移転しております。
【電話番号】	03-5684-7797（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理センター副センター長　折橋　秀三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年12月19日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

イ　配当財産の種類

金銭

ロ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき10円　　総額　357,652,000円

ハ　効力発生日

平成26年12月22日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　800,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　800,000,000円

第２号議案　当社子会社との吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行の一環として、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の臨床開発支援サービス事業（ＣＲＯ事業）を当社の100%子会社であるイーピーエス分割準備株式会社(平成27年１月１日をもって「イーピーエス株式会社」に商号変更予定。）に、吸収分割の方法により承継させるものであります。

第３号議案　定款一部変更の件

(1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号（現行定款第１条）を変更し、その事業目的（現行定款第２条）を持株会社としての他社の経営管理等に変更するものであります。

(2) 単元未満株式を保有される株主様の便宜をはかるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入することとし、第９条第４項および第10条を新設するものであります。

(3) 株主総会議事録作成に関して、現行定款第18条（議事録）を会社法施行規則第72条の規定に基づいて変更するものであります。

(4) 上記の定款変更および新設に伴い、効力発生日および条数の繰下げ等に関する附則を新設するものであります。

第４号議案　取締役２名選任の件

取締役として、安藤秀高、玉井康治の２名を新たに追加選任するものであります。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役として、辻純一郎を選任するものであります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、栃木敏明を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第１号議案 剰余金処分の件	301,887	134	0	(注) １	可決　99.44
第２号議案 当社子会社との吸収分割契約承認の件	301,667	354	0	(注) ２	可決　99.36
第３号議案 定款一部変更の件	301,772	249	0	(注) ２	可決　99.40
第４号議案 取締役２名選任の件					
安藤　秀高	298,140	3,881	0	(注) ３	可決　98.21
玉井　康治	296,803	5,218	0		可決　97.78
第５号議案 監査役１名選任の件	295,883	6,138	0	(注) ３	可決　97.48
第６号議案 補欠監査役１名選任の件	284,500	177	17,344	(注) ３	可決　93.77

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。